

買い物支援・地域見守りと災害時物資供給に関する

包括連携協定書

矢板市（以下「甲」という。）、社会福祉法人 矢板市社会福祉協議会（以下「乙」という。）、株式会社 ビッグワン（以下「丙」という。）及び株式会社 ダイユー（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が協力し、矢板市内において、買い物に困難を感じている市民に対して移動販売をはじめとした支援策（以下「買い物支援策」という。）を実施し、それに伴い地域の見守り活動を推進するとともに、災害時における物資供給の協力体制を構築することで、一層の地域活性化及び暮らしの安全・安心に資することを目的とする。

（協力の内容）

- 第2条 甲及び乙は、買い物支援の必要性が高い地域の情報を丙へ提供する。
- 2 丙及び丁は、前項の規定に基づき情報提供を受けた買い物支援の必要性が高い地域において、買い物支援策を実施するものとする。
 - 3 丙及び丁は、買い物支援策の実施中に、地域住民の何らかの異変を発見した場合には、速やかに甲又は乙へ連絡するものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察署や消防署に直接通報するものとする。
 - 4 前2項に基づく買い物支援策の実施及び異変を発見した場合の連絡にかかる費用は、丙又は丁の負担とする。
 - 5 災害時において、甲が物資を必要とするときは、丙又は丁に対し物資の供給について協力を要請することができる。
 - 6 前項に関する必要な事項については別に定めるものとする。

（連絡情報の取扱い）

第3条 甲又は乙は、前条第3項に基づき丙又は丁から連絡を受けた場合は、速やかに担当部署において情報収集を行い、必要に応じて適切な支援策を講ずるものとする。

（相互連携）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に定める事項の円滑な推進を図るとともに、買い物支援や見守り活動を推進するため、情報交換等により相互の連携強化に努めるものとする。

（免責）

第5条 丙及び丁は第2条第3項の規定による連絡ができなかった場合又は遅れた場合であって、地域住民に生じた問題等についてその責任を負わないものとする。

（情報保護）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づき知り得た情報を第1条に定める目的の達成に必要な場合を除き、第三者に提供してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

3 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、協議の上、本協定を解約できるものとする。

4 甲又は乙は、丙又は丁が本協定の規定に違反したとき、又は不適當な事由があると認めるときは、丙又は丁に対して申し入れにより本協定を破棄することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年11月11日

甲 栃木県矢板市本町5番4号
矢板市
矢板市長 齋藤 淳一郎

乙 栃木県矢板市扇町二丁目4番19号
社会福祉法人 矢板市社会福祉協議会
会長 福田 博光

丙 栃木県那須塩原市橋本町8番50号
株式会社 ビッグワン
代表取締役社長 白井 貴規

丁 栃木県那須塩原市上厚崎406番地16
株式会社 ダイユー
代表取締役社長 渡部 俊雄